

**高知県 困難な問題を抱える女性
及びDV被害者への支援計画
＜R6.4.1～R8.3.31＞
(素案)**

令和 6 年 3 月

高 知 県

目 次

第1章 困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援への支援に関する基本的な方針	
1 基本的な考え方	●
（1）策定の趣旨	●
（2）計画の位置づけ	●
（3）計画の期間	●
2 現状及び課題	●
（1）現状	●
（2）課題	●
3 基本目標	●
第2章 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援のための施策内容に関する事項	
1 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援の内容	●
2 支援の体制	●
第3章 その他困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援のための施策の実施に関する重要事項	
1 その他の支援施策	●
2 基本計画の見直し	●
資料 編	●
1. 計画策定の経過	
2. 高知県困難女性支援計画策定委員会設置要綱	
3. 支援調整会議設置要綱	
4. 令和5年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査報告書（抜粋）	
5. 困難女性支援に係る県及び国の動き等推移	
6. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
8. 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（概要）	
9. ストーカー行為等の規制等に関する法律	
10. 高知県男女共同参画社会づくり条例	
11. 困難な問題を抱える女性についての主な相談機関	

作成中

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

女性の抱える問題が複雑化、多様化、複合化する中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下、「困難女性支援法」という。）が成立しました。また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

また、女性が被害者となりやすい配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）に関しては、令和5年5月12日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」という。）が改正され、言葉や態度で相手を追い詰める精神的DV被害についても保護命令の対象となるほか、保護命令期間の延長や命令違反への厳罰化など、保護と防止の強化が図られました。

本県では、これまで、平成18年度にDV防止法に基づき、「高知県DV被害者支援計画」を策定し、女性相談支援センター^{※1}をDV被害者支援、DV対策の中心と位置付け、市町村や民間団体などの関係機関との連携のもと、DVの防止と、被害者の発見、保護から自立に向けた切れ目のない支援に取り組んできました。令和5年9月8日には、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下、「DV基本方針」という。）が新たに公示されています。

こうした中、困難女性支援法や基本方針、改正DV防止法やDV基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すとともに、男性やLGBTQについても排除することなく、DVに関する施策をより一層強化するため、「高知県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」及び「第4次高知県DV被害者支援計画」を一体的に策定するものです。

※1 女性相談支援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての機能も持ち、DV被害者救済の中核的な役割を担っています。

(2) 計画の位置づけ

- ア この計画は、困難女性支援法第8条第1項に基づき策定する都道府県基本計画です。
- イ この計画は、DV防止法第2条の3に基づき策定する都道府県基本計画としても位置づけています。(第4次高知県DV被害者支援計画)

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和7年度までの2年間とします。
ただし、計画期間内でも、困難女性支援法第7条やDV防止法第2条の2に基づく国の基本方針の見直しや、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

(4) 目指す姿

(困難女性支援法第1条)

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指します。

(困難女性支援法第3条)

- ・心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。
- ・困難な問題を抱える女性への支援を、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施します。
- ・人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを趣旨とします。

(5) 支援対象者

- ア 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）（困難女性支援法第2条）

【想定される対象者と課題】（※基本指針 第2 1.法における施策の対象者及び基本理念）

①不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的な困難に直面している方

令和4年の県内の男女の賃金格差は、男性を100%とした場合に女性は80.2%。

全国における勤労世代（20～64歳）の一人暮らしの女性の相対的貧困率は29.0%で約3人に1人。また、ひとり親（うち約85%がシングルマザー）世帯の相対的貧困率は50.8%で、2人に1人となっています。

②ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性的被害等による心身の傷つきや生きづらさを抱えた女性

社会には、女性に対する、職場・学校におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力、家族や交際相手からの暴力（DV）、デジタルコンテンツを使用した詐欺や脅迫、性的搾取など、様々な性暴力やハラスメントが存在します。

性被害に遭った女性は、人としての尊厳を深く傷つけられ、社会への安全感や他者への信頼感を奪われることで、日常生活においても社会生活においても多大な支障が長期にわたって生じ、社会から孤立して、様々な複合的な生きづらさを抱えていることが多くあります。

③予期せず妊娠した若年者等（若年妊婦 等）

若年妊婦については、予期せぬ妊娠である場合や、経済的や困窮、出産・育児に関する必要な情報が得られない、出産や育児について支援してもらえない家族や友人等がいないといった場合があります。若年妊婦は、女性特有の問題であり、特に制度のはざまに陥りやすく、必要な支援が得られにくい状況があります。

④多様化、複雑化、複合化した困難な問題を抱える女性

自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験等に起因する様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、複合化・複雑化した問題を抱えている場合があります。困難女性支援法を根拠法として、困難な課題を抱える女性の全てを支援の対象者とする包括的な支援が求められます。

イ DV防止法に定める「配偶者からの暴力」（配偶者からの身体に対する暴力又は心身に有害な言動）による被害者（当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力又は心身に有害な言動による被害者を含む）

ウ 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力による被害者（当該交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力又は心身に有害な言動による被害者を含む。）

エ 配偶者以外の親族、恋人など身近な関係にある者からの暴力による被害者

※上記イからエについては、男性やLGBTQの被害者を含む

(6) 県と市町村の役割

ア 県の役割

女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。

- ・困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- ・段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- ・広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進します。

イ 市町村の役割

- ・支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行います。
- ・基本計画の策定や、女性相談支援員の配置に努めます。
- ・当該市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

(7) 支援に関わる関係機関等の役割

ア 女性相談支援センター（困難女性支援法第9条）

女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行います。

- ・困難な問題を抱える女性の立場に立った相談や、相談を行う機関の紹介
- ・支援対象者及び同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等

- ・支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

イ 女性相談支援員（困難女性支援法第 11 条）

困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行います。

- ・丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
- ・必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施
- ・最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと
- ・児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して、各種手続きに関する支援等を実施することにより、支援対象者を適切な支援につなげること

ウ 女性自立支援施設（困難女性支援法第 12 条）

困難な問題を抱える女性を入所させての保護等、必要な援助を行います。

- ・入所者の心身の健康回復を図るための医学的または心理学的な援助
- ・自立の促進のための生活支援
- ・退所者の相談援助
- ・入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

エ 民間団体等（困難女性支援法第 13 条）

困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と県・市町村が協働して、必要な支援を行います。

- ・訪問や巡回、居場所の提供、SNS 等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活の再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施
- ・都道府県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援

オ その他関係機関

- ・保健師、民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員等は、女性相談支援センター及び女性相談支援員の活動に協力します。

2 困難な問題を抱える女性への支援をめぐる現状と課題

(1) 令和5年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査の結果

県では、本計画を策定するにあたり、県内高等学校の女子生徒約800名、県内大学の女子学生50名及び県内在住の20歳以上の女性1,000名に対し、悩みを抱えた経験や、支援に関するニーズについての調査を実施しました。

※なお、大学生についてはサンプル数が少ないため、参考値として巻末の資料編にのみ掲載します。

高校生への調査結果（概要）（有効回答数：804）

①抱えている悩みの内容

およそ2割の方が何らかの悩みを抱えたことがあると回答しました。悩みがあったとした回答のうち、内容としては「家族や同居人等からの心理的暴力」が最も多く、「望まない妊娠」や「家族や同居人等からの性的暴力」など非常に深刻な悩みを抱えている生徒がいます。

②相談機関の認知度

国や県が設置する11の相談機関を列挙しましたが、「どれも知らない」が67.8%を占めています。

③悩みについての相談先

「友人・知人」(39.3%)、「家族」(34.2%)に次いで「どこにも相談したことがない」(31.7%)となっており、深刻な悩みを抱えていながら、どこにも相談できずにいる可能性があります。

④相談機関に相談しやすくするために必要なこと

相談方法としては「匿名で相談できること」が最も多く、「24時間いつでも相談できること」「メールやチャット、SNSで相談できること」と続き、広報の手法としては「SNSで相談窓口を紹介する」が最も多く、「相談窓口を周知するカードやチラシ、パンフレットを学校で配布する」が続いています。

一般県民への調査結果（概要）（有効回答数：1,000）

①抱えている悩みの内容

およそ4割の方が何らかの悩みを抱えたことがあると回答しました。「家族の障害や疾病」(15.1%)、「離婚問題・家庭不和」(13.4%)、「自身の障害や疾病」(11.5%)に続き「配偶者等からの心理的暴力」(11.4%)、「配偶者等からの経済的暴力」(7.2%)となっています。

②相談機関の認知度

認知度が5割を超える相談機関もありましたが、「どれも知らない」との回答が20歳代で突出して多く、4割を超えています。

③悩みについで相談先

「友人・知人」(41.0%)、「家族」(35.7%)に次いで「どこにも相談したことがない」(29.7%)となり、年代が若いほど、「友人・知人」の割合が高く、「相談できる相手がいない」も20歳代が突出して高く、約2割となっています。

④相談機関に相談しやすくするために必要なこと

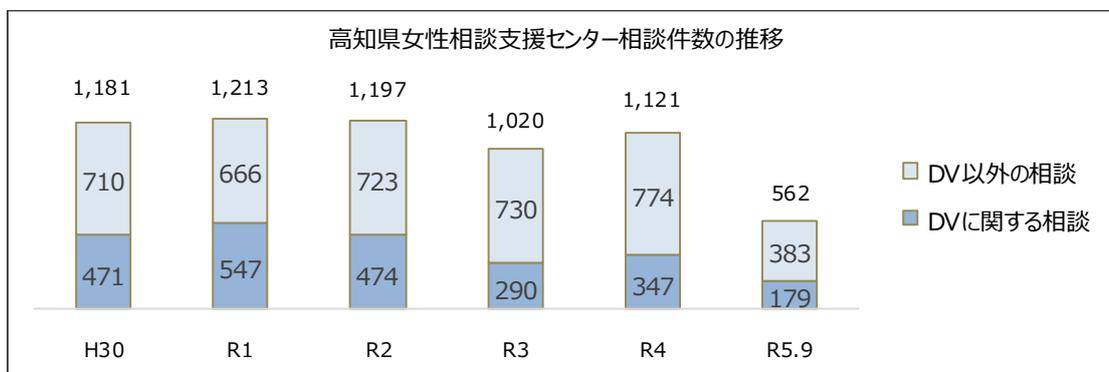
相談方法としては「24時間いつでも相談できること」が最も多く、「匿名で相談できること」、「メールやチャット、SNSで相談できること」と続き、広報の手法としては20歳代、30歳代、40歳代は「SNSで相談窓口を紹介する」が最も多く、50歳代、60歳以上では、「相談窓口を周知するカードやチラシ、パンフレットを配布する」が最も多くなりました。

(2) 支援機関による支援の状況

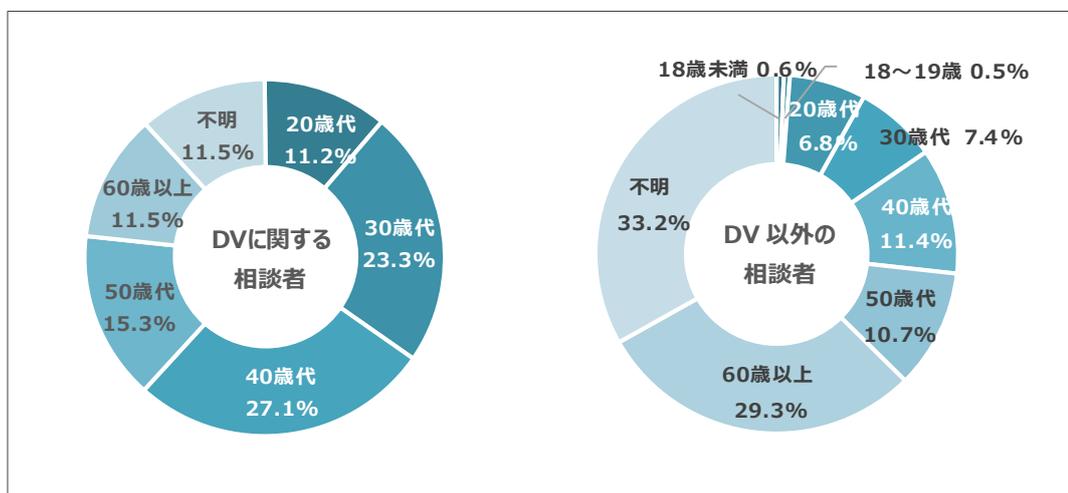
①高知県女性相談支援センター

ア 相談件数等

毎年1,000～1,200件程度の相談が寄せられており、令和5年度上半期は増加傾向となっています。相談内容では、「DV関係」が最も多く、次いで「離婚問題等その他」、「病気等医療問題」の相談が多くなっています。



イ 相談者の年齢構成 (R4年度)



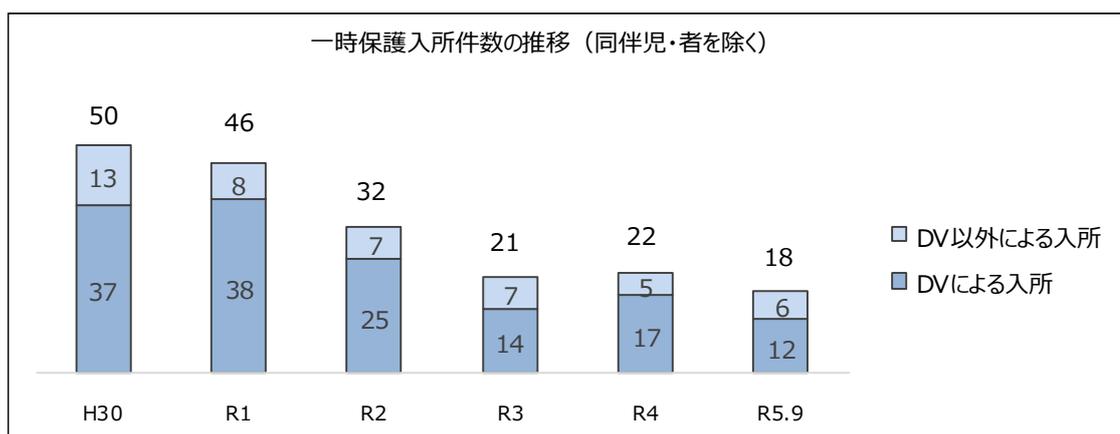
ウ 一時保護の状況

一時保護の理由は、「DV」が最も多くなっており、近年は減少傾向でしたが、令和5年度9月末時点で18件と増加傾向となっています

同伴家族の内訳は幼児・小学生が多くなっており、令和5年度は同伴家族についても同様に増加傾向となっています。

女性相談支援センターでは受け入れができないケースなどの場合に実施する一時保護委託の委託先は母子生活支援施設や民間シェルター、児童養護施設などがあります。

また、一時保護件数については、全国的には減少傾向となっており、減少の背景については、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書」（厚生労働省、平成30年3月）において、一時保護中の通勤・通学、外出の制限などへの拒否感から、支援を受けることが敬遠されていると指摘されています。



同伴児童・同伴者の推移

	R2	R3	R4	R5.9
全体	27	13	17	22
うち DV	25	13	17	21

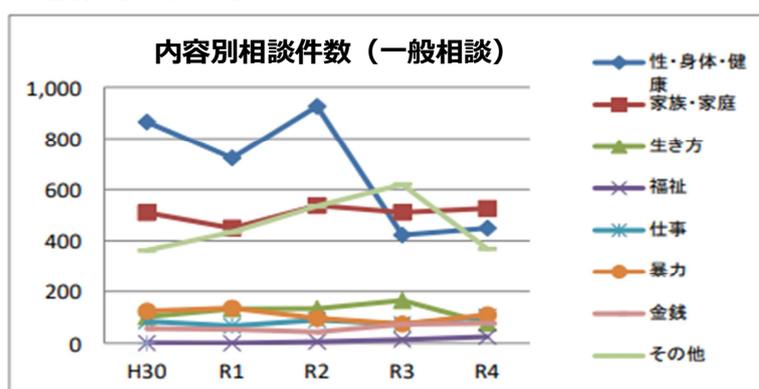
②こうち男女共同参画センター「ソーレ」

ア 一般相談

	H30	R1	R2	R3	R4
性・身体・健康	866	723	926	423	450
家族・家庭	510	450	538	511	526
生き方	102	133	134	165	76
福祉	1	0	6	14	25
仕事	85	67	90	74	103
暴力	124	136	97	74	110
暮らし					215
金銭	57	54	43	73	77
その他	363	434	536	620	369
合計	2,108	1,997	2,370	1,954	1,951

※R4年度から「暮らし」を追加した。 ※「その他」に「男性」を含む

(内容別相談件数 内訳)



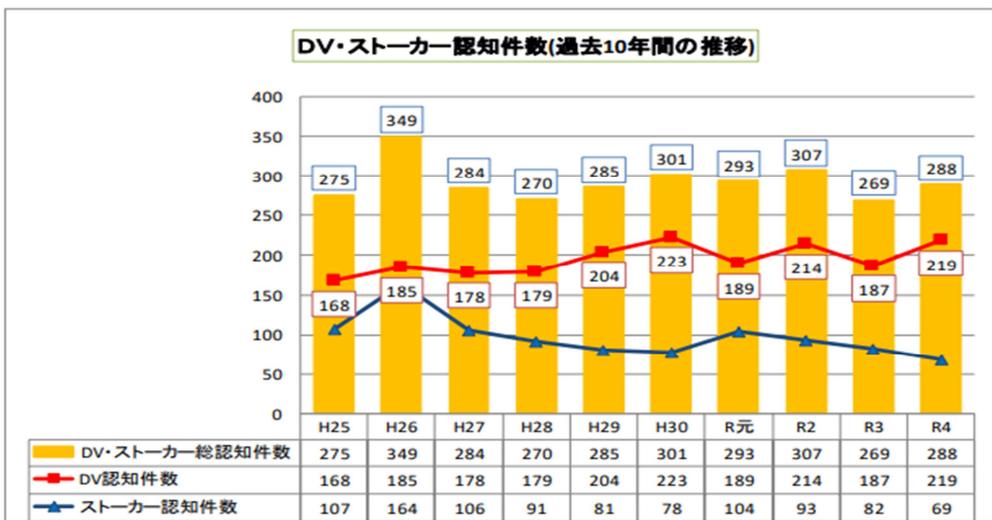
イ DV 相談件数 (一般相談 女性)

	H30	R1	R2	R3	R4
合計	101	101	67	55	64

※「一般相談 女性」からのDV相談件数

暴力の種類 (延べ件数)	
身体的暴力	20
精神的暴力	60
性的暴力	6
経済的暴力	18
社会的隔離	9
デジタル暴力	3
面前の暴力	17
合計	133

③高知県警 DV・ストーカー認知件数



(出典：令和5年号 高知県警察 警察白書)

(3) 市町村・民間団体の状況

①市町村の状況

全国には旧売春防止法に基づく「婦人相談員」(R6.4.1 から「女性相談支援員」)が1,579人配置されていますが、県内は県が配置する6人のみとなっており、市の婦人相談員が1人も配置されていない都道府県は、高知県のみとなっています。(R5.3時点)

女性相談支援員がいることで女性が安心して相談できるようになるという効果も期待でき、市町村には住民の最も身近な相談機関としての役割が期待されています。

②民間団体の状況

県内の民間団体には、DV被害者等の支援を行う民間シェルターを運営する団体や、予期せぬ妊娠に関する相談・支援を行っている団体などがあります。

そのうち、民間シェルターを運営する団体では、令和4年度における相談対応件数は3,077件(月別実人数)になっており、また、居場所の提供を行ったケースは66件でした。相談者の年代は幅広く、10歳代から60歳代後半までの方が、様々な困難を抱えて民間団体に支援を求めています。長年のDVを理由に離婚し、生活困窮に陥るといった高齢女性のケースも目立つとのこと。

(4) 支援の基本的な考え方

①本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援

困難な問題を抱える女性が抱えている課題は、多様化、複合化、複雑化しており、課題解決には中長期的な支援が求められています。

幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせ、丁寧なソーシャルワークを行い、本人の意向に寄り添い、県、市町村、民間団体、関係機関等が連携して、包括的かつ切れ目のない支援が求められています

②困難な問題を抱える女性を早期に発見し、必要な支援へ結び付けること

行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない女性の存在に留意し、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した早期発見の取組が必要です。

困難な問題を抱える女性ができる限り早期に発見され、相談支援を行う窓口へつながり、必要な支援へと結び付くことが求められています。

③一時保護委託の積極的な活用

支援対象者の意向に寄り添った支援を進めていく上で、一時保護に当たっては、本人の意向を丁寧に把握して対応するとともに、民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託の積極的な活用が求められています。

④アフターケアの実施に向けた体制の構築

法においては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が支援の中核を担うことが求められており、今後、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が、退所後のアフターケアを適切に担うことができる体制を構築することが求められます

⑤民間団体への運営支援

民間団体は、困難な問題を抱える女性の自立にとって欠かせない存在であり、法では都道府県や市町村に対する民間団体との協働が規定されています。

一方、民間シェルターの運営に当たる民間団体は、財政的基盤の脆弱性やスタッフの高齢化等による人的支援の不足などの課題があることから、民間団体への運営に対する支援が求められています。

⑥市町村の女性相談支援員設置体制の強化

法第 11 条第 2 項において、市町村に対し女性相談支援員配置の努力義務が示されました。多様な支援対象者にとって最も身近な相談先として市町村の女性相談支援員が大きな役割を果たしていくことが求められます。

同条第 3 項では女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮することとされています。市町村における女性相談支援員の設置促進並びに、県はもとより市町村の女性相談支援員の資質向上が求められています。

3 基本目標及び計画の体系

目標 困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らせる社会の実現

基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

施策	推進項目
1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 (2) 女性に対する暴力根絶のための意識啓発 (3) 性と生殖に関する健康と権利についての教育・啓発
2 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進	(1) 市町村における包括的な支援体制の整備(たて糸の取組) (2) 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域づくり(よこ糸の取組) (3) 「高知型地域共生社会」を支える基盤づくり・人づくり
3 アウトリーチなどによる早期の把握	(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実 (2) SNS等を活用した相談の実施 (3) アウトリーチによる支援対象者の発見 (4) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握
4 居場所の提供	(1) 民間団体による居場所の提供の促進 (2) グループ相談会や各種講座などの実施
5 相談支援の充実	(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実 (2) 県関係機関における相談支援の充実 (3) 市町村における相談支援の強化に向けた支援 (4) 民間団体における相談支援の強化に向けた支援
6 一時保護体制の充実	(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施 (2) 一時保護委託の充実 (3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援
7 医学的・心理学的な援助による被害回復支援	(1) 医療機関などの専門機関との連携支援 (2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施 (3) 民間団体と連携した心のケアの実施
8 日常生活の回復支援	(1) 女性相談支援センター・女性自立支援施設における支援 (2) 民間団体による継続的な自立支援
9 同伴児童等への支援	(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施 (2) 保育・就学・学習支援 (3) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援
10 支援対象者に寄り添った自立支援	(1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定 (2) 住宅の確保に向けた支援 (3) 就業に関する支援 (4) 住宅の確保に関する支援 (5) 民間団体による継続的な自立支援【再掲】

11 地域での生活再建を支えるフォローアップ支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援 (3) 民間団体による継続的な自立支援【再掲】
--------------------------	---

基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

施策	推進項目
1 支援の中核機関の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実 (2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実 (3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上 (4) 女性相談支援員の連携強化
2 民間団体との連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 民間団体との連携強化 (2) 専門的知見の活用・事業の協働実施 (3) 民間団体の育成・支援
3 関係機関との連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県内の関係機関との連携強化 (2) 支援調整会議の設置促進 (3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供

I. 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への包括的かつ継続的な支援

目標項目 (KPI)	現状	R7年度
女性相談支援センターにおける一時保護委託先の確保数	県内4箇所	県内6箇所

作成中

II. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

目標項目 (KPI)	現状	R7年度
困難女性支援法に基づく市町村基本計画の策定	—	10市町村
市町村における女性相談支援員の配置数	—	11人

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

基本目標 I. 困難な問題を抱える女性及び DV 被害者への包括的かつ継続的な支援

1. 女性の人権を尊重する県民意識の醸成

困難女性支援法は、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」を基本理念としており、このような視点に立つて様々な困難を抱える女性への支援を推進することが求められています。

女性の人権を尊重する意識を醸成するため、男女共同参画や固定的な性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力根絶、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルスアンドライツ）についての知識の向上、県民意識の醸成を図ります。

(1) 男女共同参画、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	担当課等
●男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供	関係各課
●男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	関係各課
●市町村の人権尊重・男女共同参画の推進のための取組支援	関係各課
●男性の家事・育児・介護への参画促進	関係各課
●子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成	関係各課
●教職員等への男女共同参画の意識啓発	関係各課
●男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発	関係各課
●地域のリーダーや男女共同参画の視点を持った人材の育成	関係各課
(2) 女性に対する暴力根絶のための教育・啓発	
●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した DV や相談機関についての広報・啓発の実施	人権・男女共同参画課 ソール 人権啓発センター
●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知・啓発の実施	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター ソール 人権啓発センター

●中高生、大学生及び保護者を対象とした、デートDVに関する授業及び研修の実施	女性相談支援センター ソーレ 教育委員会
●「高知県思春期相談センターP R I N K」における若者を対象とした広報・男女交際やDV予防に関する啓発の実施	子育て支援課
●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	ソーレ 教育委員会 教育センター 私学・大学支援課
●行政職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	人権・男女共同参画課 ソーレ 女性相談支援センター 人権啓発センター
●DV加害者や被害者等の悩みの相談・心の相談の実施	ソーレ 精神保健福祉センター 福祉保健所
●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	人権・男女共同参画課 ソーレ
(3) 性と生殖に関する健康と権利についての教育・啓発	
●性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないための、子どもの発達段階に応じた教育・啓発の実施	教育委員会 子育て支援課 ソーレ
●避妊、妊娠、出産、中絶等について、正しい知識と適切な行動選択ができる力を身に付けることができるよう、発達段階に応じた指導の実施と啓発	教育委員会 子育て支援課
●研修の実施等による教員への正しい知識や指導に関する周知・啓発	教育委員会

2. 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進

少子高齢化や人口減少等により地域の支え合いの力が弱まる中、高齢や障害、子ども、生活困窮、住まい、就労等の問題が絡み合い、社会的孤立を引き起こすなど、従来の縦割りの制度サービスでは対応できない複雑化、複合化、多様化した課題が顕在化しています。

そのため、本県では、誰一人取り残さない、つながり支え合う『高知型地域共生社会』の実現に向けて、令和4年10月に、高知県、全ての市町村、全ての社会福祉協議会による『高知家地域共生社会推進宣言』を実施し、「オール高知」で取り組んでいます。

また、令和5年10月には、民生委員児童委員協議会や民間企業・団体もこの共同宣言に参画し、オール高知で取り組む機運が高まっています。

高知型地域共生社会の取り組みは、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として促進するとともに、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを、地域主体の「よこ糸」として推進します。また、この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす地域共生社会の拠点として、本県独自の福祉施策である「あったかふれあいセンター」を活用しながら、オール高知で取組を進めます。

【（参考）高知家地域共生社会推進宣言（R4.10.30）】

高知家の一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会が相互につながり、支え合う『地域共生社会』の実現に向けて、次のとおり宣言します

- 1 どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくりに取り組みます
- 2 誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます
- 3 住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします

※R5.10以降の民生委員児童委員協議会及び民間企業・団体の共同宣言は、上記の内容に加え、つながりある地域づくりに向けて、それぞれの団体が実施する具体的な内容について宣言

(1) 「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり	担当課等
●市町村における包括的な支援体制の整備の推進	地域福祉政策課
●高知版地域包括ケアシステムの進化・推進	関係各課
●障害等の特性に応じた切れ目ないサービス提供体制の整備	関係各課
●こどもまんなか社会の実現	関係各課
●生活困窮者への支援	関係各課
●ひきこもりの人等への支援	関係各課
(2) 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域づくり	担当課等
●人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり	地域福祉政策課、各課
(3) 「高知型地域共生社会」を支える基盤づくり・人づくり	担当課等
●あったかふれあいセンターの整備と機能強化	地域福祉政策課

3. アウトリーチ等による早期の把握

【現状と課題】

県の調査でも、特に学生や若い女性は、相談支援機関について認識していないこと、悩みがあっても相談できていないケースが多いことが分かりました。

女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組みます。

支援の入口の段階では可能な限り幅広い者を対象とし、本人の意向を十分に尊重し、適切な機関や団体等との連携を図ります。

(1) 相談窓口や施策についての情報発信	担当課等
● 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した各種相談窓口の周知	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター ソール 人権啓発センター ひとり親家庭支援センター
(2) SNS 等を活用した相談の実施	
● SNS を活用した相談の実施	ひとり親家庭支援センター 児童相談所
● DV 相談プラスの広報による利用促進	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
(3) アウトリーチによる支援対象者の発見	
● インターネットを利用した性的搾取等に対するネットパトロールの実施	警察本部
(4) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握	
● 県、警察及び市町村の相談窓口職員等に対する DV 研修の実施	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター ソール (福祉保健所) (児童相談所) (警察本部)
● DV 被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配布	女性相談支援センター
● 女性相談支援センターと関係機関との情報共有及び連携の強化	女性相談支援センター 警察本部 福祉保健所 児童相談所 長寿社会課 障害福祉課 障害保健支援課 精神保健福祉センター 雇用労働政策課
● 地域における見守り体制の構築に向けた、企業、関係機関・関係団体・関係者との連携強化・理解促進のための取組の実施	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター 子ども家庭課 児童相談所 地域福祉政策課 長寿社会課 障害保健支援課 教育委員会

4. 居場所の提供

【現状と課題】

困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、支援者と話したり、他の女性との交流等ができるような場は、その後の支援につながる相談のきっかけ作りとして有効です。また、支援が必要な女性を把握した場合、支援機関につなぎ、つないだ後も、それまで支援してきた民間団体等の参加等により支援の継続性を保つことで、女性が安心して支援を受けられるようにすることが重要です。

そのため、居場所の提供の促進を図るとともに、参加者が気軽に参加できる各種講座等を開催します。

(1) 民間団体による居場所の提供の促進	担当課等
●民間団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	女性相談支援センター
(2) 各種講座等の実施	
●ソールにおける居場所づくりを目的としたイベント等の実施	ソール

5. 相談支援の充実

【現状と課題】

多様化、複合化及び複雑化する困難な問題を抱える女性からの相談への対応に当たっては、本人の課題や背景などの内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づいて、本人の意思を尊重しながら支援方針の検討などを進めることが求められます。

県女性相談支援センターは、支援の中核となる機関として、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図ります。

また、住民にとって最も身近な相談窓口となる、市町村における相談支援の充実を図るため、法第8条第3項で努力義務となっている基本計画の策定や、法11条第2項で努力義務となっている女性相談支援員の配置の促進を図り、さらに、市町村・関係機関・民間団体の相談員等の資質向上を図ります。

さらに、一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合等は、本人の参画や、必要に応じて民間団体等の参画を得て個別支援のための計画の策定に努めます。

(1) 女性相談支援センターの相談支援の充実	担当課等
●女性相談支援センターと警察の連携により、DV被害者に24時間対応できる体制の確保	女性相談支援センター 警察本部
●医療・福祉・教育・司法関係者に対するDV被害や困難な問題を抱える女性に関する情報提供及び連携の強化	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員会
●子どもの人権110番、少年サポートセンター、思春期相談センターPRINKなど、子どもや若年層の相談機関・窓口等との連携強化	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター 子育て支援課 警察本部 児童相談所
●女性相談支援員や心理ケア担当職員等のスキルアップのための専門研修の実施及び外部研修への参加	女性相談支援センター
●女性相談支援員及び指導員に対するコンサルテーション*の実施 *ここでは、より専門的で高度な知識や経験を持った専門家から、適切な指導、支援を受けることで、対応能力を高めようとするを指します。	女性相談支援センター

● 女性相談支援員を対象とした各種メンタルヘルス研修受講の推進	女性相談支援センター
● 外国語通訳及び手話通訳等の確保	女性相談支援センター 障害福祉課 文化国際課
(2) 県関係機関における相談支援の充実	
● 教職員を対象とした研修の実施、スーパーバイズ制度の充実による、児童生徒が安心して相談できる環境づくり	教育委員会
● 生活困窮者自立支援制度について	地域福祉政策課
● 男性や LGBTQ を含む DV 被害者を対象とした相談の実施	女性相談支援センター ソール
● 児童や保護者を対象とした育児や虐待に関する相談の実施	児童相談所 子ども家庭課
● ひとり親を対象とした相談の実施	子ども家庭課 ひとり親家庭支援センター
● 女性の悩み相談の実施	ソール
● 予期せぬ妊娠についての相談の実施	子育て支援課 子ども家庭課 にんしん SOS 高知みその
● 性犯罪・性暴力に関する相談の実施	性暴力被害者サポートセンターこうち
● 女性の就労に関する相談の実施	人権・男女共同参画課
● ハラスメント等に関する相談の実施	人権啓発センター 労働委員会
● LGBTQ を対象とした相談の実施	ソール
● 外国人の支援対象者からの生活全般に関する相談の実施	雇用労働政策課
(3) 市町村の相談支援の強化に向けた支援	
● 市町村基本計画策定に向けた支援	人権・男女共同参画課
● 女性相談支援員配置に向けた働きかけ	人権・男女共同参画課
● 市町村の相談員及び相談窓口担当職員に対する助言等	女性相談支援センター
● DV 被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有	女性相談支援センター
● 相談窓口担当職員に対する研修の実施、講師の派遣及び情報提供	女性相談支援センター ソール 人権啓発センター

(4) 民間団体の相談支援の強化に向けた支援	
●相談支援のスキルアップのための研修機会や情報の提供	女性相談支援センター

6. 一時保護体制の充実

【現状と課題】

一時保護を必要とする支援対象者が抱える課題に応じ、迅速かつ適切に保護し、安全の確保等を行ったうえで、支援対象者が安定した状態で生活を立て直せるよう、または新しい生活の場所へ移行し、定着できるよう、関係機関との更なる連携を図ります。

また、女性相談支援センターによるアセスメントを通じ、支援対象者の抱えている問題やその背景、心身の状況を適切に把握した上で支援を進めるとともに、民間シェルターや社会福祉施設等への一時保護委託についても、積極的に活用します。

一時保護を終了する場合は、支援対象者が安定した状態で終了後の生活の場に移行し、定着できるように関係機関との連携を強化します。また、危険のないケースについては、一時保護中にできる限り通学・通勤できるよう配慮します。

【一時保護を行う場合】

- ①性的な被害等を防ぐため、緊急保護が必要な場合
- ②配偶者の暴力から保護することが必要な場合
- ③同居者等からの暴力から保護することが必要な場合
- ④ストーカー行為から保護することが必要な場合
- ⑤人身取引被害から保護することが必要な場合
- ⑥定まった住居を有さず、又は帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあり、保護が必要な場合
- ⑦心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護が必要な場合
- ⑧その他、一時保護を行わなければ生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合

(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施	担当課等
●支援対象者の安全確保を図るための一時保護の実施	女性相談支援センター
●母子の状況に応じた一時保護の実施や母子生活支援施設への入所支援	女性相談支援センター
●外国人の支援対象者に対し通訳等を活用した一時保護の実施	女性相談支援センター
●障害のある支援対象者に対する、市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な障害者支援施設などへの入所支援	女性相談支援センター 福祉保健所

●高齢の支援対象者に対する、市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な高齢者施設等への入所支援	女性相談支援センター 福祉保健所
(2) 一時保護委託の充実	
●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実	女性相談支援センター
●男性やLGBTQのDV被害者の一時保護に対応できる体制の検討	女性相談支援センター
●民間シェルターの運営の安定化に向けた支援の実施	人権・男女共同参画課
(3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援	
●市町村要保護児童対策地域協議会を通じた支援	女性相談支援センター 児童相談所
●安心して遊ぶことのできる環境の整備	女性相談支援センター
●学校と連携した一時保護所での就学支援	女性相談支援センター 教育委員会
●就学のための様々な制度の情報提供と手続支援	女性相談支援センター

7. 医学的・心理学的なアプローチによる被害回復に向けた支援

【現状と課題】

DVや性暴力等により尊厳が傷つけられた状態から、心身が健康な状態に回復するには、相当の期間を要することが想定されます。医療機関などの専門機関との連携を図り、医学的又は心理学的な援助を行うことで、支援対象者が尊厳と自分らしい生活を取り戻せるよう、寄り添うことが求められます。

(1) 医療機関などの専門機関との連携支援	担当課等
●性犯罪・性暴力被害者等へのカウンセリングの実施	性暴力被害者サポートセンターこうち
(2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施	
(3) 民間団体と連携した心のケアの実施	
●民間団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進 【再掲】	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター

8. 日常生活の回復支援

【現状と課題】

支援対象者は、サポートを受けながら、安全かつ安心できる環境下で生活し、被害からの心身の健康の回復やその人らしい日常生活を取り戻せるように支援することが重要です。

女性相談支援センターにおいて、自立支援に取り組むとともに、女性自立支援施設の有効活用や、民間団体との連携を進めます。

(1) 女性相談支援センター・女性自立支援施設における支援	
● 支援対象者の意向や状況に応じた入所に係る支援	女性相談支援センター
(2) 民間団体による継続的自立支援	
● 民間団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進 【再掲】	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター

9. 同伴児童等への支援

【現状と課題】

支援対象者による養育が十分でない場合などには、支援対象者の同伴児童等に対して、必要な情報を聞き取った上で、必要に応じて市町村や児童相談所等の関係機関と連携し、一時保護所や自立支援施設退所後も、適切なケアが受けられるよう支援することが必要です。

また、教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人や保護者に必要な情報提供を実施します。

(1) 同伴児童の心理的ケアの実施	
● 児童相談所と女性相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリング等の実施	女性相談支援センター 児童相談所
(2) 保育・就学・学習支援	
● 療育福祉センターと女性相談支援センターが連携した心身の発達に障害があったり、その心配がある子どもへの支援	女性相談支援センター 療育福祉センター
● 心の教育センター等と女性相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応	女性相談支援センター 教育委員会
● 養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケアの充実	教育委員会
● スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケアの充実	女性相談支援センター 教育委員会
● 母子生活支援施設における保育・学習支援	子ども家庭課

(3) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援	
●市町村や関係機関と連携した同伴家族の状況に応じた支援	女性相談支援センター

10. 支援対象者に寄り添った自立支援

【現状と課題】

女性相談支援センターや市町村において、支援対象者の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、住居や仕事など必要な支援につなぐことで、支援対象者の自立を後押しします。

(1) 支援対象者に寄り添った自立支援方針及び自立支援計画の策定	担当課等
●日常生活支援のための女性相談支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施	女性相談支援センター
●心理的な自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	女性相談支援センター
●母子生活支援施設における支援機能の充実	子ども家庭課
(2) 住宅の確保に向けた支援	
●県営住宅の募集時の優遇措置等による支援	住宅課
●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の実施	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課
●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供	女性相談支援センター 住宅課
●生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）における支援	地域福祉政策課
(3) 就労に向けた支援	
●「高知家の女性しごと応援室」によるハローワークやひとり親家庭支援センター等と連携したきめ細かな就労支援	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター ひとり親家庭支援センター
●就職活動及び技能習得時の託児支援	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 子育て支援課 雇用労働政策課
(4) 経済的な支援	
●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	女性相談支援センター 福祉保健所 子ども家庭課 雇用労働政策課
●DV被害者等への支援物資の提供等への協力企業や民間団体の拡大に向けた働きかけ	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター

●性犯罪・性暴力被害者等への被害回復のための経済的支援	県民生活課 性暴力被害者サポートセンターこうち
●就学のためのさまざまな制度に関する情報提供と手続き支援	私学・大学支援課
(5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】	

11. 地域での生活再建を支えるフォローアップ支援

【現状と課題】

女性相談支援センター及び女性自立支援施設を退所した支援対象者や同伴家族が、地域に定着し、自立した生活が営めるよう、退所後も市町村や関係機関と連携しながら継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行います。

(1) 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	担当課等
●保護命令発令後の安全の確保	女性相談支援センター 教育委員会 警察本部
●地域のネットワークの構築による情報共有	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 長寿社会課 子ども家庭課 児童相談所 福祉保健所 教育委員会 警察本部
●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知	市町村振興課
●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	地域福祉政策課 児童相談所 教育委員会
●児童相談所や福祉保健所等による育児支援	福祉保健所 児童相談所
●関係機関との連携による面会交流における支援の検討	人権・男女共同参画課
(2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関と連携した退所後支援	
●生活サポーターによる相談や同行支援など、関係機関と連携した継続支援	女性相談支援センター
(3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】	

基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

困難な問題を抱える女性の支援では、支援に関わる全ての関係機関や民間団体などと連携し、協働していく必要があります。

支援対象者の意思を最大限尊重したきめ細かな支援を行うために、支援の中核機関である「女性相談支援センター」「女性相談支援員」「女性自立支援施設」の機能強化を図るとともに、民間団体や関係機関と連携して最適な支援を提供できるよう、人材育成やネットワークの構築など、支援体制の充実を進めます。

1. 支援の中核機関の機能強化

【現状と課題】

支援の中核を担う女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実を図るとともに、支援対象者を入所させて保護し、自立の促進のための生活支援などを担う、女性自立支援施設の支援機能の強化・充実を図ります。

また、女性相談支援員の配置促進並びに資質の向上、連携強化を推進します。

(1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実	担当課等
●女性相談支援センターの相談体制の強化に向けた検討	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
(2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実	
●女性自立支援施設の効果的な活用に向けた検討	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
(3) 女性相談支援員の配置促進および資質向上	
●女性相談支援員の資質向上のための研修等の実施	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
(4) 女性相談支援員の連携強化	

2. 民間団体との連携・協働の推進

【現状と課題】

行政機関による困難な問題を抱える女性への支援に関する施策と、豊富な知見や経験を有する民間団体の支援のそれぞれの強みを生かした相互連携を進めます。関係機関との連携会議の実施などを通じ、体制の整備を推進します。また、各地域における支援の担い手となる民間団体が運営を継続するに当たっての支援や、人材育成の支援を行います。

(1) 民間団体との連携強化	担当課等
● 高知県DV対策・困難な問題を抱える女性支援関係機関連携会議（仮称）における民間団体の参加促進	人権・男女共同参画課
(2) 専門的知見の活用・事業の協働実施	
● 学識経験者や民間団体スタッフ等を講師とする研修会の実施	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
(3) 民間団体の育成支援	
● 民間団体の育成支援に向けた検討	人権・男女共同参画課

3. 関係機関との連携体制の充実

【現状と課題】

困難な問題を抱える女性への支援に向けて、県内の関係機関との連携の構築や、市町村における支援調整会議の設置促進を通じ、各々の連携・協働の体制の強化を図り、適切かつ円滑な支援につなげます。

(1) 県内の関係機関との連携強化	担当課等
● 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他の分野との連携の構築及び情報共有	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
● 市町村との連携強化	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
● 民間団体との連携	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
(2) 支援調整会議の設置促進	
● 県における関係課や民間団体、関係機関などを構成員とする支援調整会議の設置	人権・男女共同参画課
● 市町村における関係課や民間団体、関係機関などを構成員とする支援調整会議設置に向けた働きかけ	人権・男女共同参画課
(3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供	
● ブロック別 DV 関係機関連絡会議の開催	人権・男女共同参画課 女性相談支援センター
● DV 対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大	人権・男女共同参画課